

農 第 900 号
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大垣市長 石田 仁

市町村名 (市町村コード)	大垣市 (21202)
地域名 (地域内農業集落名)	綾里地域 (綾野町、綾野1~6丁目、野口町、野口1~3丁目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

綾里地区の農業の現状は、主食用水稻を中心とした作付けが行われている。一方で農業従事者の高齢化、農家数の減少、担い手不足などの問題を抱えている。地域の農業としては、ブロックローテーションにて水稻・飼料用米など各種農産物を栽培している。

【地域の基礎的データ】

農業者:団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体、うち認定農業者2経営体

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の法人を地域内の農業を担う者に位置づけ、地域の農地集積・集約化を進める。

農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き地域内の農業を担う者に農地集積を行っていき、経営の安定化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	160.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	160.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、農業を担う者を中心に農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き農業を担う者に農地集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の同意を得た上で畦畔の撤去等を行い、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関(大垣市、西濃農林事務所、JA等)と農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、多様な経営体の支援に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

認定農業者が中心となり農作業受託を行うほか、乾燥調製施設を持たない農業者は認定農業者やJAの乾燥調製施設等を活用する。また、JA等の意向を考慮し、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

水や畦畔の草管理については、担い手と地域が話し合い、適正管理に努めていく。